

社会福祉施設における 労働安全衛生研修会

～ 社会福祉施設における労働災害防止対策～

労働安全衛生活動（KY、安全衛生教育、危険の見える化等）について

令和5年10月12日（木）
尼崎労働基準監督署

説明内容

1 安全衛生活動について

- (1) 安全衛生教育
- (2) 4 S
- (3) 危険の見える化
- (4) 安全推進者
- (5) 腰痛予防：
- (6) K Y 活動：
- (7) ヒヤリハット
- (8) 作業手順
- (9) リスクアセスメント

2 作業ごとの留意事項

- (1) はしご・脚立
- (2) 化学物質、S D S

社会福祉施設の労働安全衛生対策について

利用者に、安全・安心・快適な生活環境を提供することが重要な責務。



そのためには、まず、施設職員の安全や健康が保たれなければなりません。

生活支援と介助、生活指導など多岐にわたる業務を、限られた人員で対応している。



施設職員の安全衛生対策は、施設の運営者、管理者、職員がそれぞれの持ち場・立場の任務と責務を明確にして、全員で取り組むことが効果的です。

1 (1) 安全衛生教育

利用者の安全衛生だけでなく、施設職員の労働安全衛生も
(施設職員が、ケガをしないように、健康で働けるように)

教育・研修では、
「どんな労働災害が起こっているか」
「どうしたら労働災害は防げるか」
「正しい作業手順は」 など
を施設職員に伝え、教えます。

その他、
「腰痛予防に関する知識」
「用具の使用方法」 など

初めて職場に就いた従業員には、雇い入れ時に安全教育を行う必要。
日常的には、朝礼などで。

1 (2) 4 S

4 Sとは、「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のこと。

)ただし、他の言葉のものもあり(「しつけ」など)。

また、3 S、5 S、6 Sなど、言葉の数等によって、異なる言い方もあり。

労働災害の防止だけでなく、
作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。

利用者の目に触にくい場所(バックヤード等)も、
忘れないようにしましょう。

例 1)

通路の荷物やゴミ :

つまづいて転倒する、ひじやひざなどを打ち付ける、
といったケガの原因となります。



例 2)

置き場所が決められ、整理された物品 :

探さなくてもよい、物品が出しやすい、
通路が広く歩きやすい、など、作業がしやすくなります。

1 (3) 見える化

職場の危険を可視化（見える化）し、従業員全員で共有すること。

例 1) 台車置場の明確化

例 2) 扉の回転範囲の明示

例 3) ステッカーの掲示



1 (4) 安全衛生推進者

事業場ごとに1人以上配置しましよ

う。・名前を事業場に掲示して周知します。

- ・事業主は、活動しやすいように、必要な権限を与えて、能力向上にも配慮します。

ただし、安全衛生推進者だけが安全衛生活動をするのではなく、従業員（正社員、パート、アルバイト、派遣・・・）が全員参加することが重要です。

全員参加でこそ、労働災害防止に効果があります。

（活動内容（例））

4 S活動の推進、危険個所の改善、
道具などの安全な使用マニュアルの整備、
朝礼などでの労働災害防止の周知・啓発、
労働災害防止の教育・研修の実施（企画）など。

労働安全衛生の推進の重要な柱

安全衛生を先取りして、活力ある職場風土をつくるには3つの重要な柱があります。

(1) トップの経営姿勢

安全衛生はまず、「働く人、誰一人ケガをさせない」という経営トップの厳しい経営姿勢から活動が始まります。

(2) 管理者による実践

管理者である施設長、課長、係長、責任者（リーダーなど）が、業務の中に安全衛生を一体のものとして組み込んで、率先垂範して実践します。

(3) 職場自主活動の活発化

一人ひとりが危ないことを危ないと気付き、自主的、自発的に安全行動をとります。

管理活動と職場自主活動

管理者の管理活動と一般職員の職場自主活動が、重なり合って大きな成果を得ます。

管理活動と職場自主活動の関係

管理活動とは

- 管理体制・職制を通じて
- 基準・指示・命令に基づき
- ハードウェアおよびソフトウェアの対策を進める活動

職場自主活動とは

- 職場・仕事の仲間同士で
- 対策を話し合って決め
- 自ら実行する活動

1 (5) 腰痛予防対策

腰痛の発症・悪化・遷延化（症状が改善せず長引くこと）に関与する要因は、さまざまあり、いくつかの要因が複合的に関与していることがよくあります。

（腰痛の発症等に関与する要因）

対象者の要因・・・介助の程度、意思疎通、身長・体重など

本人の要因・・・経験、健康状態、筋力など

機器や道具の状況・・・適切な機能、必要な数量が用意されているかなど

作業姿勢・動作の要因・・・不安定な姿勢の頻度、同一姿勢での作業時間など

作業環境の要因・・・温湿度、照明、作業高、配置など

組織体制・・・作業人員の配置状況、勤務体制、休憩・仮眠など

心理・社会的要因・・・働きがい、腰痛でも休業しづらい職場、回復しない不安など

腰痛予防のための
労働衛生対策（従業員が健康に働けるように適切な措置を講じることが
適切に行われるためには、

施設長等の事業者が労働衛生管理体制を整備した上で、
3 管理（作業管理、作業環境管理、健康管理）と
1 教育（労働衛生教育）を
総合的に実施していくことが重要です。

- ポイント1 ▶ 施設長等のトップが、腰痛予防対策に取り組む方針を表明し、対策実施組織を作りましょう。
- ポイント2 ▶ 対象者ごとの具体的な看護・介護作業について、作業姿勢、重量などの観点から、腰痛発生リスクを評価しましょう。
- ポイント3 ▶ 腰痛発生リスクが高い作業から優先的に、リスクの回避・低減措置を検討し実施しましょう。健康管理、教育にも取り組みましょう。

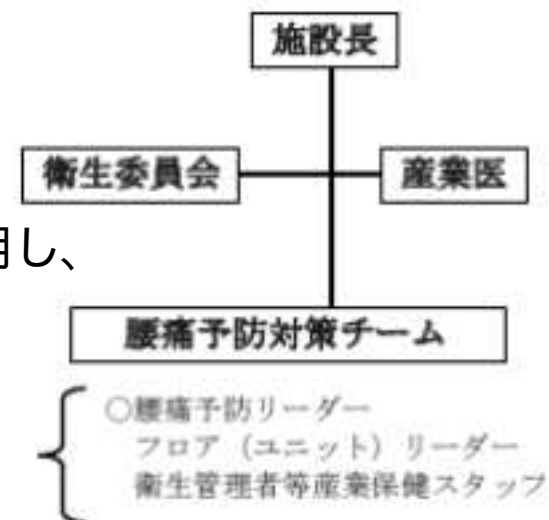
腰痛予防対策実施組織の整備

施設長等のトップが腰痛予防対策に取り組む方針を表明し、各部門等が腰痛予防に取り組む明確な意思を持ち、継続した活動と活動経験の蓄積が必要です。

衛生委員会等の下に腰痛予防対策チームを編成して、リスクアセスメントの実施、リスク低減策の立案とその評価、用具の使用に関する研修、その他全員に対する教育などの活動に取り組みましょう。

- ）50人未満の事業場では衛生委員会を設けなくてもよいですが、他の委員会等の場で、腰痛予防対策を含めて議題とするなどで、実施しやすくなるかもしれません。

表 3-1 腰痛予防対策実施組織の例



腰痛発生に關与する要因の把握及びリスクの評価・見積もり

1つ1つの作業について、腰痛発生要因（前述）を考慮しながら、腰痛発生のリスクを「高い」、「普通」、「低い」などに見積もります。

できるだけ多くの作業について行うのですが、
重い腰痛の発生した作業や、
多くの従業員が腰痛を訴える作業については、
もれなく対象とします。

「腰痛予防対策チェックシート」を活用してみましょう。
（パンフレット「社会福祉施設における安全衛生対策」の14ページに掲載）

リスクの回避・提言措置の検討・実施

リスクの大きさや緊急性を考慮し、リスクの回避・低減の優先度を判断して、対策を検討・実施します。

1つ1つの作業について、腰痛発生要因（前述）を考慮しながら、腰痛発生のリスクを「高い」、「普通」、「低い」などに見積もります。

- (1) 対象者の日常生活動作能力を把握と介助への協力をお願い
- (2) 福祉用具（機器・道具）の活用
- (3) 作業姿勢・動作の見直し
- (4) 作業環境の整備
- (5) 健康管理

パンフレット
「社会福祉施設における安全衛生対策」に
イラスト入りで、事例等を
記載しておりますので、
ご活用ください。



1 (6) K Y 活動・・・K (危険) Y (予知) 活動

慣れた業務で起こりがち

人間の行動特性
↓ つい「ウッカリ」「ボンヤリ」
錯覚
横着して近道や省略

不安全行動
(ヒューマンエラー)

事故・災害の原因

不安全行動を引き起こす原因は、他にも教育・訓練不足や、ルール違反等があります。



災害防止

K Y 活動

職場で話し合い
↓ 危険のポイント

対策を決める
↓ 行動目標等の設定

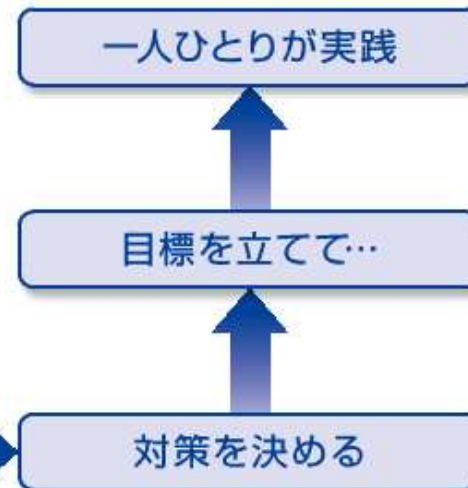
安全衛生の先取り
一人ひとりが指差し
呼称等で確認しながら
業務を進める



みんなで安全「先取り」の話し合い



このプロセスがKY活動



K Y T・・・K（危険）、Y（予知）、T（トレーニング）

K Y活動推進に必要な手法を習得するための危険予知訓練をK Y Tと呼んでいます。

K Y Tの目指すもの

- (1) 感受性を鋭くする
- (2) 集中力を高める
- (3) 問題解決能力を向上させる
- (4) 実践への意欲を強める
- (5) 職場の風土づくり

K Y Tの手法

- (1) 指差し呼称で安全確認
- (2) 指差し唱和
- (3) 健康確認と適切な措置
- (4) 4 ラウンド法

1(7) ヒヤリハット

怪我はしなかったけれども、ヒヤリとしたこと
(危なかったと感じたこと)

ヒヤリハット

みんなで共有して、同じヒヤリハットを繰り返さないようにしましょう。

KYT手法

ヒヤリハットの例

- (1) 入浴介助の時、濡れていた床面で滑り、転倒しそうになった。
- (2) 駐車場で、車がバックした時、建物の壁と車にはさまれそうになった。

ヒヤリハットは、朝礼で紹介したり、上司に報告してノウハウとして蓄積したり。

ヒヤリハットメモの例

ヒヤリ・ハットメモ		ヒヤリ・ハットKYT	
年月日	職場名	氏名	ヒヤリ・イラスト
い			
じ			
ん			
ん			
何		1 R	どんな危険が潜んでいるか
が		2 R	危険のポイント
		3 R	あなたならどうする
		4 R	チーム行動目標
			指差し呼称項目 (1項目)

交通ヒヤリマップ

交通事故防止のため、ヒヤリハットの事例収集と同様の手法で、交通ヒヤリマップを作成し、共有。

送迎車交通ヒヤリマップ(参考例)

経路 園→D→B→A→C→園

シートベルトは利用者にも必ず着用させよう ヨシ!



各種資料の掲載場所



見える化で作業の安全を！

厚生労働省 産業安全部 労働安全衛生課
* 日本労働安全衛生協会（JSA）との共同事業

社会福祉施設における労働災害の現状

- 国立労働安全衛生研究所の調査によると、労働災害の発生件数は、そのうち約7割は、労働者に対する安全衛生教育が不足していることが原因とされています。
- 社会福祉施設での労働災害（休業4日以上）の発生は増加傾向にあります。
 - ① 労働者 休業4日以上（39.7%）
 - ② 労働者 休業1日以上（62.9%）
 - ③ 労働者（転倒） 25.0%
 - ④ 労働者（6.9%）

社会福祉施設での労働災害の発生状況（労働者）

労働者	労働者（転倒）	労働者（転倒）
労働者	労働者（転倒）	労働者（転倒）

「見える化」は、労働現場の安全衛生状況を可視化し、労働者の安全意識を高め、労働災害の発生を防止するための有効な手段です。労働現場に導入することで、労働者の安全意識を高め、労働災害の発生を防止することができます。

「見える」安全活動のすすめ

労働現場での安全活動は、労働者の安全意識を高め、労働災害の発生を防止するための有効な手段です。労働現場に導入することで、労働者の安全意識を高め、労働災害の発生を防止することができます。

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

Google カスタム検索

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 安全衛生関係リーフレット等一覧

安全衛生関係リーフレット等一覧

安全衛生 | 安全 | 労働衛生 | 化学物質 | 免許証 | その他

安全衛生関係

主要テーマ（リーフレット等一覧ページ）

ページ名/ページ内容	枚数	発行年
転倒防止対策について		
交通労働災害を防止するために		
PDF 「労働安全衛生法関係の届出・申請等従事印刷に係る入力支援サービス」の開始について [984KB]	2頁	令和元年12月
建設現場の災害をなくしましょう 建設業で働く一人親方の皆さまへ	4頁	令和元年6月
PDF 外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。 [2.1MB]	4頁	令和元年6月
PDF 伐木作業等の安全対策の規制が変わります！～伐木作業等を行うすべての業種が対象～ [1.1MB]	4頁	令和元年5月
エイジアクション100～生涯現役社会の実現につながる高齢労働者の安全と健康確保のための組織改善に向けて～	86頁, 24頁	平成30年6月
飲食店の労働災害を防止しよう【独立行政法人 労働安全衛生総合研究所へのリンク】	12頁	平成29年1月
小売業の労働災害を防止しよう【独立行政法人 労働安全衛生総合研究所へのリンク】	12頁	平成29年1月
PDF 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動 ～小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて～ [420KB]	4頁	平成28年12月
派遣労働者の労働条件・安全衛生の確保のために～派遣元・派遣先の責任区分の十分な理解と相互の連携を～	20頁	平成27年10月
PDF 適切な安全衛生経費の確保が必要です [1.1MB]	4頁	平成27年6月
派遣労働者に対する安全衛生教育について	2頁	平成27年2月
安全で安心な職場をつくりましょう	4頁	平成27年2月
社会福祉施設における安全衛生対策～腰痛対策・KY活動～	60頁	平成27年2月

1(8)作業手順

「安全に注意しろ」と言うだけでは、
何に注意しないといけないのか、
どのように注意しないといけないのか、
分からないかもしれません。

口頭で、
「建物東横の溝のフタは、ガタついているうえに滑りやすいので、注意すること」と言っても、
正確な場所や対応策は伝わっていないかもしれません。



作業方法や注意する点など、
図・写真・文章で記載した「作業手順書」を、
見せながら教育・周知等をするとう�효果的です。
(作業標準、作業指示書等、呼び方はいろいろです。)

1(8)作業手順

前頁の文字ばかりと、図表をいれたこのページ
とで、見た目が違うことを説明するとか。

1(9) リスクアセスメント

KYとリスクアセスメントの違い

リスクアセスメント:

- ・「作業を新規に開始するとき」や「設備・作業の変更時」などに、作業者の意見を取り入れて行う。
- ・潜在するリスクを洗い出し、評価し、リスク低減措置をして、なお残るリスク(残留リスク)を管理する。
- ・定期的にリスク低減対策を見直す。
- ・リスクの見積もりの結果により、事業者が設備(ハード)を中心に対策を行い(リスク低減措置)、対策を行っても、なお残るリスク(残留リスク)を教育や作業手順でカバーする。

KY(危険予知):

作業者が中心になり、作業開始前又は作業変更時等に行うもの。日々行う。

リスクアセスメント結果の記録例

リスクアセスメント対象職場	実施年月日	実施管理者	実施者
プレス第1工場	平成〇〇年〇月△△日	安全管理者 ○山×男	職長 △川◇二、口岡○郎 設備部 ×島△義

作業名 (機械・設備)	危険性又は有害性と 発生のおそれのある災害	既存の災害防止対策	リスクの見積り		
			重篤度	発生 可能性	優先度 (リスク)
穴あけ作業 (プレス2号機)	両手押しボタンと光線式安全装置を設置しているが、側面から補助作業者の手が入り、手を金型にはさまれる。	両手押しボタン式安全装置及び光線式安全装置	重大	可能性あり	優先度中 (3)
プレス作業 (プレス1号機)	プレス作業者の足下にスクラップが散乱しており、つまづいて転倒し腰部を打撲又は腕を負傷する。	作業の周辺は整理整頓をするように教育している	中程度	比較的 高い	優先度中 (3)

リスク低減措置案	措置実施後のリスクの見積り			対応措置		備考
	重篤度	発生 可能性	優先度 (リスク)	措置 実施日	次年度 検討事項	
プレス側面(両側)にカバーを設置	重大	ほとん ど ない	優先度中 (3)	〇月〇日	後方にもカバーを設置	安全装置はD>1.6(Tl+Ts)の条件を満たすこと。
整理整頓を徹底する	中程度	ほとん ど ない	優先度低 (1)	〇月〇日	職場ごとに朝礼等で随時点検する	スクラップが飛散しないように金型を改造しリスクを低減させる。

リスクの低減措置の検討

優先度：高

優先順
(考える順)

優先度：低

作業の方法は変更できないか？

危険作業をなくせないか

根本的にリスクが無くなる計画にできないか

設備的な対策ができるか？

回転部にカバーなど

物理的にリスクを減らす

管理的対策は？

回転部に手を入れないように教育など

教育や作業管理による対策

個人用保護具の使用

有機溶剤を吸わないように防毒マスクを着用など

最後の対策

安易に、優先順の低いほうに流れないように。

2(1)はしご・脚立 - 安全使用のポイント

移動はしごの安全使用のポイント

はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか
 (固定できない場合、別の者が下で支えているか)
 足元に、滑り止め(転位防止措置)をしているか
 はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
 はしごの立て掛け角度は75度程度か。



立てかける位置は
 水平で、傾斜角75°、
 突き出し60センチ
 以上となっている
 ことを確認



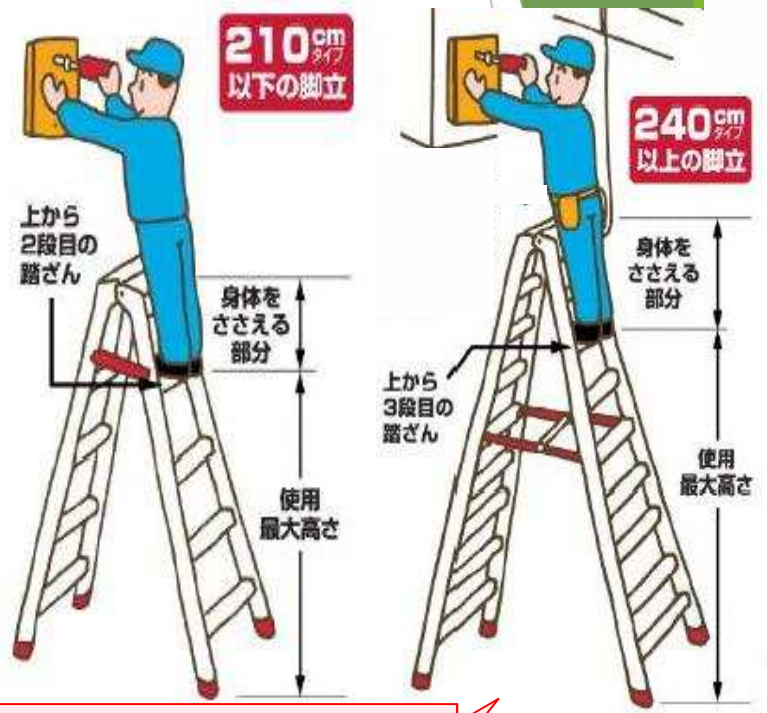
**しっかり
固定!**

指差し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75°立てかけ ヨシ!」

出典:「シリーズ・ここが危ない高所作業」中央労働災害防止協会編

脚立の安全使用のポイント



高さ2m以上の作業時は、
 ヘルメットだけでなく
 安全帯も着用しましょう!

2(2) 化学物質 SDS

使用する薬剤について

消毒薬、塗料、機械油・切削油 等

次亜塩素酸ナトリウムや
アルコールなど

設備に注油するもの
切削時のもの など

引火性、急性中毒、発がん性 等

取り扱いに注意が必要。

SDSを入手

成分、危険性、取扱注意事項、適用法規 等が記載

他にも、引火性などに、注意。

締め切った部屋の中で、電動ブラシを使用し、揮発性の洗剤を撒いて、清掃中。電動ブラシに破損部分あり、洗剤の揮発したガスに引火して爆発。

廃棄物中に含まれているものにも、注意。

スプレー缶の中身を抜く作業後、休憩のタバコを吸おうとライターに火をつけて爆発。

○SDS (安全データシート)とは

Safety Data Sheet

SDS



化学品の危険有害性や適切な取扱い方法等を伝達するもの。
事業者間の取引時にSDSを提供する。

塗料、接着剤、剥離剤、機械油など

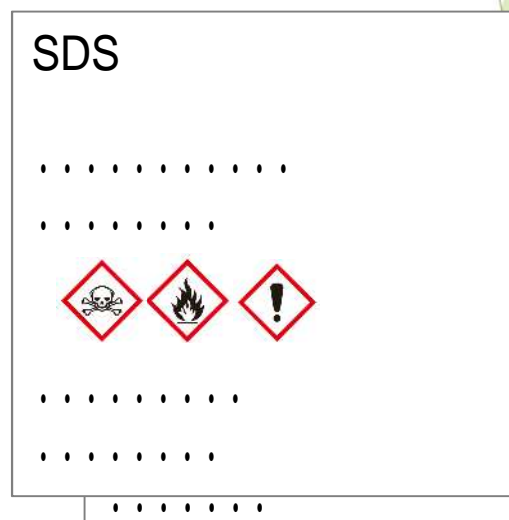
)化学品が世界中に流通している今日、国際的に推奨された分類・表示方法の必要性が認識されるようになり、国連経済社会理事会において、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)」GHSの実施のための決議が採択された。

)労働安全衛生法においても、容器又は包装へのラベル表示、SDSの交付、リスクアセスメントの実施等を規定している。(平成28年6月1日施行)

ラベル



SDS



「詳細はSDSをご覧ください」等と記載してあることが多い。

成分、危険性、取扱注意事項、適用法規等を記載。



ご安全に！

労働安全衛生の取り組みを
引き続き
よろしくお願いします。

本日の内容を取っ掛りとして、勉強していただければ幸いです。